

2019年9月吉日

お客様 各位

群馬県高崎市栄町 1-1
株式会社ヤマダファイナンスサービス

消費税率改定に関するお知らせ

拝啓 お客様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別の御引き立て賜り誠にありがとうございます。

さて、本年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。

当社において、消費税10%が適用される商品及び適用時期について下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

商品名	消費税対象	新税率適用時期
ヤマダフラット 35 ヤマダフラット 35S ヤマダフラット PLUS ヤマダアシストローン	融資実行に伴う事務手数料	契約日に関わらず融資実行日が 2019/10/1 以降のもの
ヤマダフラットつなぎ	融資実行に伴う事務手数料	契約日に関わらず初回融資実行日が 2019/10/1 以降のもの

・適用時期について

消費税の適用は、契約日ではなく融資実行日となります。

契約日は2019/9/30以前であっても、融資実行日が2019/10/1以降であれば消費税10%の対象となりますので、ご注意ください。

以上